

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆【事務連絡】「保育所等のホームページにおけるこどもの性的な部位を含む画像等の掲載等について（注意喚起）」が発出される（こども家庭庁等）……………1
- ◆ 令和6年度 教育・保育施設長ステージアップ研修「基礎編」、「専門・発展編」のお申し込み受付を開始しました ……………2
- ◆『2023 年版 保育施設における感染症の知識と対応』を刊行しました ……………5

◆【事務連絡】「保育所等のホームページにおけるこどもの性的な部位を含む画像等の掲載等について（注意喚起）」が発出される（こども家庭庁等）

令和6年5月7日、標記事務連絡が発出されました。

これは、保育所等のホームページにおいて掲載されていた子どもの性的な部位を含む画像が、第三者により性的な目的で使用される事例があるとの報道を受け、保育所等のホームページ等にそうした画像等が残っている場合には、至急削除することを注意喚起するものです。

- ✓ こどもの人権を尊重し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う場である保育所等において、性的な部位を含む画像等が掲載されるようなことは、あってはならない
- ✓ 各保育所等において改めてホームページ等を確認し、こどもの性的な部位を含む画像等が残っている場合には、至急削除をされたい

※ 性的な部位・・・性器・肛門・これらの周辺部、臀部又は胸部

詳細は、別添資料をご確認ください。

◆ 令和6年度 教育・保育施設長ステージアップ研修 「基礎編」、「専門・発展編」のお申し込み受付を開始しました

全保協では、令和4年度に改訂した「教育・保育施設長の学習領域」の内容に加え、保育を取り巻く最新情勢を捉えた講義を組み込み、「教育・保育施設長ステージアップ研修」を開催しています（旧「教育・保育施設長専門講座」）。

研修は「基礎編」と「専門・発展編」の2コースとなり、教育・保育施設長に求められる資質・能力の向上を図るべく、令和6年度研修のお申し込み受付を開始しています。

「基礎編」のみの参加、「専門・発展編」のみの参加も可能です。

施設長として、社会の要請と新たな時代に対応できる資質を高めるために

2024(令和6)年度 教育・保育施設長ステージアップ研修 「基礎編」受講案内

「基礎編」は3週間程度のオンデマンド配信を事前学習としてご視聴いただきます。そのうえで、参集会場にて事前学習を踏まえ、講師からのご講義を受け、参加者同士のグループワークを行っていただきます。

事前学習(オンデマンド配信)(6/24～7/16)

● 本研修の意義・小論文の書き方	中村学園大学教授 那須信樹 氏
● 教育・保育施設長としての資質・専門性・責務	京都大学名誉教授 鯨岡 峻 氏
● 教育・保育施設長としてのリーダーシップ	大阪公立大学名誉教授 関川芳孝 氏
● 福祉・保育の理念と歴史	淑徳大学特任教授 柏女霊峰 氏
● 保育・子育て支援の制度・基本的仕組みの理解	関西大学教授 山縣文治 氏
● 教育・保育施設長としての社会的使命	大阪総合保育大学教授 大方美香 氏
● 教育・保育施設の経営のための知識・技術	社会保険労務士法人ワーク・イノベーション 代表 菊地加奈子 氏
● 行政説明	こども家庭庁成育局保育政策課

ワーク型学習(参集)(7/22)

11:10 ～12:40	● 教育・保育施設長としての社会的使命	大阪総合大学教授 大方美香 氏
13:30 ～14:30	● 園長としての自身の課題	全保協研修部会員
14:45 ～16:25	● 教育・保育施設の経営のための 知識・技術	社会保険労務士法人ワーク・イノベーション 代表 菊地加奈子 氏

「基礎編」の申込締切は6月7日（金）です。（定員(100名)になり次第、締切）

お申し込みは、参加申込サイトよりお申込みください。

【参加申込サイト】<https://www.mwt-mice.com/events/2024stageup1/login>



参加申込サイト

開催要項等の詳細は下記ホームページをご参照ください。

【開催要項】

<https://www.zenhokyo.gr.jp/cms/wp-content/uploads/2024/04/240418kiso.pdf>



開催要項

2024(令和6)年度 教育・保育施設長ステージアップ研修 「専門・発展編」受講案内

「専門・発展編」は前期と後期の2日程で構成され、講義により施設長に求められるものを学ぶ「前期」と、前期を踏まえて自園で取り組んだ内容を報告し合う「後期」で構成しています。

「後期」は自らが関心のあるテーマを選択し、少人数（10名程度）のグループとなって、テーマに沿った自園での取り組みを報告します。同じ課題意識を持った参加者からのそれぞれの取り組みや、ディスカッション、報告に対する学識者からの解説を聞くことができ、自らの取り組みを深めることができます。

昨年度参加された方の声

- ◆ 発表でさまざまな地域の方のお話を聞き、新たな視点や課題がみつかり、自園の取り組みへの意欲がさらに高まりました。
- ◆ 実践報告はどのようにまとめればよいか悩みましたが、今の自分たちの取り組みをまとめて発表することで、あらためて自施設の取り組みについて振り返り、整理ができました。
- ◆ 他の園の実践を聞けるのはとても参考になりますし、モチベーションも上がります。今回もいろいろとまねしてみようと思える内容がありました。

【前期】課題学習編(参集)(9/5～9/6)

◆ 教育・保育施設長としての質の向上の取り組み①	東京純心大学特任教授 小川清美 氏
◆ 地域の保育機能を強化する	鎌倉女子大学准教授 榊原久子 氏
◆ 虐待に対する地域・関係機関との連携	子どもの虹情報研修センター 副センター長 増沢 高 氏
◆ 教育・保育施設長としての質の向上の取り組み②	大谷大学名誉教授 佐賀枝夏文 氏
◆ 地域子育て支援に果たす役割の理解	武庫川女子大学教授 倉石哲也 氏
◆ 地域・関係機関との連携	文京学院大学教授 金子恵美 氏

【前期終了後】動画配信(視聴は任意)

◆ 行政説明
◆ 本講座の意義・小論文の書き方・発表資料の作り方

【後期】実践発表編(参集) ※選択するテーマにより日程が異なります

2月19日(水)	2月20日(木)
◆ 教育・保育施設長としての質の向上の取り組み① (小川清美 氏)	◆ 虐待に対する地域・関係機関との連携 (増沢 高 氏)
◆ 教育・保育施設長としての質の向上の取り組み② (佐賀枝夏文 氏)	◆ 地域の保育機能を強化する (榊原久子 氏)
◆ 地域・関係機関との連携 (金子恵美 氏)	◆ 地域子育て支援に果たす役割の理解 (倉石哲也 氏)

「専門・発展編」の申込締切は8月2日(金)です。(定員(80名)になり次第、締切)

お申し込みは、参加申込サイトよりお申込みください。

【参加申込サイト】<https://www.mwt-mice.com/events/2024stageup2/login>

開催要項等の詳細は下記ホームページをご参照ください。

【開催要項】

<https://www.zenhokyo.gr.jp/cms/wp-content/uploads/2024/05/240508stageup.pdf>



参加申込サイト



開催要項

◆『2023 年版 保育施設における感染症の知識と対応』を刊行しました

全国保育協議会では、平成 20 年 6 月に『保育現場における感染症の知識と対応』を発行して以来、改訂増補を重ね、多くの保育関係者の皆さまにご活用いただけてきました。

令和 5 年 5 月に「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）」が一部改訂され、新型コロナウイルスに関する情報が追記されたことに伴い、『2023 年版保育施設における感染症の知識と対応』として、新たに刊行しました。

購入の際には、全保協ホームページの「刊行物」ページにて、チラシをダウンロードのうえ、トロールに FAX にてお申し込みください。

<https://www.zenhokyo.gr.jp/publications/>

定価：1,000 円（税込・送料別）



【書籍の購入に関するお問い合わせ先】

トロール TEL 042 - 392 - 5304 / FAX 0120 - 456 - 476



社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会

事 務 連 絡
令和6年5月7日

各都道府県保育主幹部（局）
各都道府県私立学校主管部（局）
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 御中
附属幼稚園又は附属幼保連携型認定こども園を置く
各 国 立 大 学 法 人 担 当 課

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

保育所等のホームページにおけるこどもの性的な部位を含む画像等の掲載等について
（注意喚起）

今般、保育所や幼稚園などのホームページにおいて掲載されていたこどもの性的な部位を含む画像が、第三者により性的な目的で使用される事例があるとの報道がなされています。

こどもの人格を尊重し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う場である保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設、認定こども園及び幼稚園（以下「保育所等」という。）において、施設のホームページにこどもの画像等を掲載するにあたっては、こどもの権利を守る観点から、十分な配慮が必要であり、性的な部位を含む画像等が掲載されるようなことは、あってはならないことです。

今般の事案も踏まえ、保育所等におけるこどもの性的な部位を含む画像等の掲載等について、下記のとおり注意喚起しますので、各都道府県等におかれては、内容について十分に御了知のうえ、域内の市町村への周知を行うとともに、域内の保育所等に対して、適切に注意喚起されるようお願いします。

記

○ 保育所等において、こどもの性的な部位（※）を含む画像等を、ホームページ等に掲載するなどして不特定・多数の者が閲覧可能な状態にすることは、こどもの権利を守る観点から問題であるため、各保育所等において改めてホームページ等を確認し、そうした画像等が残っている場合には、至急削除をされたい。

（※） 性器・肛門・これらの周辺部、臀部又は胸部

- なお、「刑法の改正等に伴う保育士の欠格事由の追加等について」（令和５年７月 13 日こ成基第 65 号こども家庭庁成育局長通知）において、「正当な理由があつて撮影されたものであつても、撮影者や掲載者の意図にかかわらず、わいせつな目的で利用される場合があることに十分に配慮し、その態様や閲覧可能な者の範囲等が適切なものとなるよう特に慎重に検討する必要がある」こと等を示しているところであり、不特定・多数の者が閲覧可能な状態にしないことはもとより、その保育所等のこどもの保護者に閲覧できる者が限定される場合等を含め、不適切な使用がなされないようにすること。

(別添)「刑法の改正等に伴う保育士の欠格事由の追加等について」（令和５年７月 13 日こ成基第 65 号こども家庭庁成育局長通知）

【下記を除く本件の保育所等に関する問合せ先】

- こども家庭庁成育局保育政策課 企画法令第一係
T E L : 03-6858-0058

【令和５年７月通知についての問い合わせ先】

- こども家庭庁成育局成育基盤企画課
T E L : 03-6861-0054

【本件の幼稚園に関する問合せ先】

- 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 企画係
T E L : 03-6734-3136

こ 成 基 第 65 号
令和 5 年 7 月 13 日

各 都 道 府 県 知 事
各指定都市・中核市市長 殿

こども家庭庁成育局長

刑法の改正等に伴う保育士の欠格事由の追加等について

保育士については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 18 条の 5 で欠格事由について規定されるとともに、法第 18 条の 19 で登録の取消事由について規定されているところです。また、国家戦略特別区域限定保育士についても、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 4 項及び同条第 8 項において準用する法第 18 条の 19 で同様に規定されているところです。

本年 6 月 23 日に「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 66 号。以下「刑法等一部改正法」という。）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和 5 年法律第 67 号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）が、本年 7 月 5 日には「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和 5 年政令第 235 号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和 5 年政令第 236 号）が、それぞれ公布され、当該各法令について本日 7 月 13 日に施行されました。両政令により児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 4 条及び国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年政令第 99 号）第 6 条が改正されるなどしています。

また、これらに伴い、「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」（令和 5 年 3 月 27 日付け子発 0327 第 5 号厚生労働省子ども家庭局長通知）を併せて改正し、本日より適用することとします。

ついては、本改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、内容を十分御了知の上、貴管内の施設に対して遅滞なく周知するとともに、各都道府県知事におかれては、管内市区町村に対して周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知の内容は、法務省刑事局と協議済であるとともに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第一 改正の概要

1 児童福祉法施行令第4条及び国家戦略特別区域法施行令第6条について

保育士の欠格事由について、法第18条の5第3号及び国家戦略特別区域法第12条の5第4項第3号の「児童の福祉に関する法律の規定」として、下記の罪について規定する、刑法等一部改正法による改正後の刑法第182条及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までのうち第2条第1項第4号及び第5条第1項第4号に係る部分の規定が追加されること。

(1) 新刑法第182条関係

16歳未満の者に対して下記①から③までのいずれかの行為を行うこと。

① わいせつの目的で、下記アからウまでのいずれかの手段を用いて面会を要求

ア 威迫・偽計・誘惑

イ 拒まれたのに反復

ウ 利益供与又はその申込みや約束

② ①の結果、わいせつの目的で面会

③ 性交等をする姿態、性的な部位を露出した姿態などをもってその映像を送信することを要求

(2) 性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条まで関係

① 正当な理由（※1）がないのに16歳未満の者の性的姿態等（※2）を撮影

② ア又はイの行為

ア ①の撮影又は⑤の記録による性的姿態等の画像（性的影像記録）を提供

イ 性的影像記録を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列

③ ②をする目的で、性的影像記録を保管

④ 不特定・多数の者に、正当な理由（※1）がないのに16歳未満の者の性的姿態等の影像を影像送信（ライブストリーミング）

⑤ ④により影像送信された性的姿態等の影像を、情を知って記録

※1 例えば、こどもの生活の様子を保護者に伝えるために遊びの場면을撮影する場合、自園の保護者のみが視聴できるようにした上でそうした影像を影像送信する場合、けがや病気に際して保護者や医師に症状を伝えるために、あるいは、虐待のおそれがあるときに記録のために撮影する場合等は、一般的には、「正当な理由」があると考えられる。

※2 性的な部位（性器・肛門・これらの周辺部、臀部又は胸部）、身に着けている下着のうち現に性的な部位を直接・間接に覆っている部分、わいせつな行為・性交等がされている間における人の姿をいう。

なお、刑法等一部改正法による改正後の刑法及び性的姿態撮影等処罰法に規定する上記以外の罪（不同意わいせつ等）を含め、禁錮以上の刑が処せられた者については、法第18条の5第2号及び国家戦略特別区域法第12条の5第4項第2号に該当するため、欠格事由の対象となるので留意すること。

2 児童生徒性暴力等について

保育士の登録の取消事由について、刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の附則により「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号。以下「教育職員性暴力等防止法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」に、刑法等一部改正法による改正後の刑法第182条の罪及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪（教育職員性暴力等防止法第2条第2項に規定する「児童生徒等」（※）に係るものに限る。）に該当する行為が追加されること。

※以下に掲げる者をいう。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在籍する幼児、児童又は生徒
- ② 18歳未満の者（①に該当する者を除く。）

第二 留意事項

（1） 保育所等がその管理するこどもの性的姿態等の画像を使用するに当たっては、正当な理由があつて撮影されたものであつても、撮影者や掲載者の意図にかかわらず、わいせつな目的で利用される場合があることに十分に配慮し、その態様や閲覧可能な者の範囲等が適切なものとなるよう特に慎重に検討すること。

（2） 保育所等において保育士がこどもの様子を撮影・記録等するに当たっては、保育所等の管理下において適切に行う必要があること。

（3） 欠格事由等の該当有無の確認に当たっては、申請書に加えて、保育士の登録を受けようとする者に、必要に応じ、判決書の提出を求めること等により詳細な確認を行うことが考えられること。

なお、欠格事由等に該当するおそれがあるものの、本人から判決書の提出がなされないなど事実関係の特定が困難な場合には、都道府県知事は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の34の2に基づく確認を行うため、例えば、保育士の本籍地の市町村に対し、保育士の犯罪の経歴に関する情報の照会を行うとともに、必要に応じ、刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）に基づき、保管記録について、地方検察庁に対して閲覧・謄写の請求・申出を行うことも考えられること。

（4） そのほか、保育士の登録や登録の取消しに当たっては、関係法令や、「保育士登録の円滑な実施について」（平成15年12月1日付け雇児発第1201001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、「保育士登録の取消しに関する事務について」（平成30年3月20日付け子発0320第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）、「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関

する基本的な指針について」(令和5年3月27日付け子発0327第5号厚生労働省子ども家庭局長通知)等により、その運用に遺漏なきようにすること。

(添付)

- ・ 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和5年政令第235号)
- ・ 同 新旧対照表
- ・ 「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」(令和5年政令第236号)
- ・ 同 新旧対照表
- ・ 「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」新旧対照表
- ・ 「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」(令和5年3月27日付け子発0327第5号) ※改正後全文

(参考)

- ・ 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」等の関係資料(法務省ホームページ)
https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html